

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための
施策の実施に関する基本的な計画

さがみはらDV対策プラン

平成24年度～平成31年度

相模原市

INDEX

I 基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	1
2 定義	2
3 位置付け	2
4 計画期間	3
5 施策の方向	3

II DVの現状

1 全国の状況	4
2 相模原市の状況	5

III 計画の体系及び内容

1 計画の体系	8
2 計画の内容	
施策の方向1 相談及び保護体制の充実 重点項目	9
施策の方向2 自立支援の充実 重点項目	11
施策の方向3 関係機関や民間団体等との連携・協力 重点項目	12
施策の方向4 DV根絶に向けた取組の推進 重点項目	13

IV 評価と検証

参考資料	17
------	----

I 基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

暴力は誰に対しても決して許されるものではなく、重大な人権侵害であり犯罪行為です。特に配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」といいます。）は、家庭内において行われるため外部からの発見が困難であり潜在化しやすくなります。また、親密な間柄で起こる暴力のため、加害者に罪の意識が薄く被害が深刻化する傾向があり、身体的暴力の被害者の9割が女性です。

女性に対する暴力の背景には、性別に関わる固定的な意識、社会通念、雇用慣行から来る経済力の格差など、男女が置かれている状況等に根ざした構造的問題が存在します。

こうしたことから、国では、平成13年に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV防止法」といいます。）を制定しました。

平成16年の法改正では、配偶者暴力相談支援センター業務の明文化、国の基本方針及び都道府県の基本計画策定の義務付けなどが定められました。

さらに平成20年1月に施行された、改正DV防止法では、保護命令制度の拡充、市町村における配偶者からの暴力防止及び被害者保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「市町村基本計画」といいます。）の策定及び市町村が設置する適切な施設において配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすことが市町村の努力義務として規定されました。

本市においては、平成13年に「さがみはら男女共同参画プラン21」を策定し、施策の方向の一つに「女性を取り巻くあらゆる暴力をなくす環境づくり」を掲げ、女性への暴力の根絶や女性からの子ども、高齢者等への暴力根絶に取り組んできました。

また、平成16年にさがみはら男女共同参画推進条例を制定し、第3条で男女共同参画の理念の一つとして男女の人権の尊重を、第8条で性別による差別的扱い等の禁止をうたい、第13条第2項ではDVの防止と被害者の保護等についての施策の実施を規定し、DV被害者の相談、保護、自立の支援などに取り組んでいます。

この度の改正DV防止法を受け、本市では、相談体制の充実やDV被害者の保護、自立に対する取組をさらに進めるため、市町村基本計画として「さがみはらDV対策プラン」を策定するとともに、DV被害者に対する切れ目のない支援のため、配偶者暴力相談支援センター機能を整備し、暴力防止に向けた予防啓発を推進し、DVの根絶を目指します。

2 定義

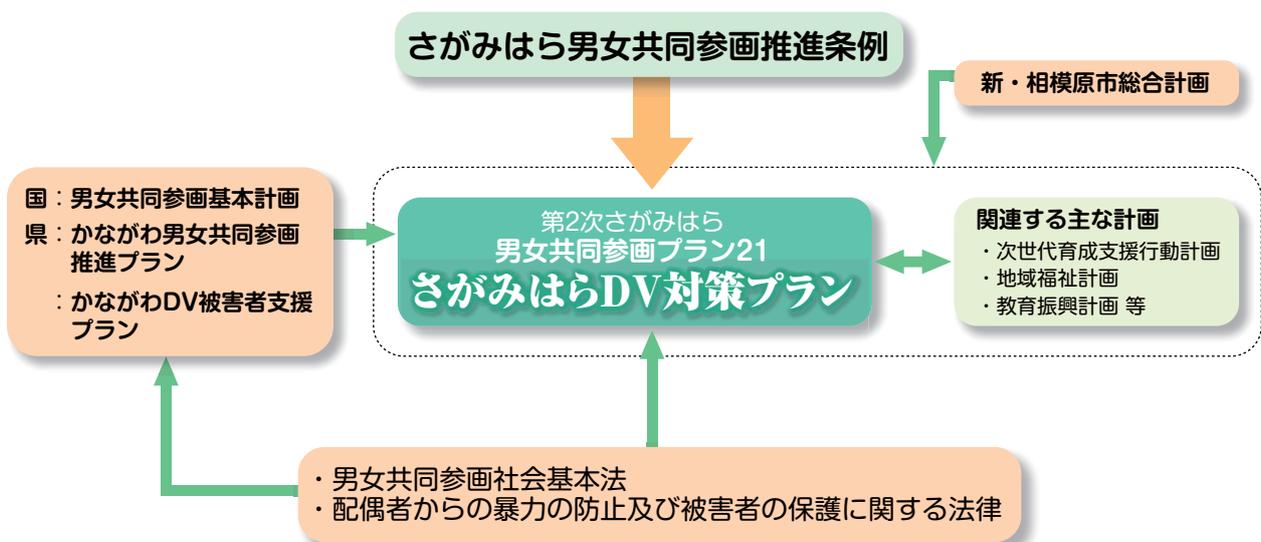
本計画において、「DV」とはDV防止法の対象である配偶者（男女の別を問わず、事実婚、元配偶者を含む。）からの暴力及びDV防止法対象外の親、きょうだい、交際相手などからの暴力も対象とします。

また、「暴力」とは、殴ったり蹴ったりするなど、直接何らかの有形力を行使する「身体的暴行」だけでなく、心無い言動等により相手の心を傷つける「心理的攻撃」、嫌がっているのに性的行為を強要する等の「性的強要」を含みます。

3 位置付け

本計画は、さがみはら男女共同参画推進条例第10条に基づく本市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画である「第2次さがみはら男女共同参画プラン21」の一部として位置付けます。

また、本計画は、神奈川県がDV防止法第2条の3第1項に基づき、県の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画として策定した「かながわDV被害者支援プラン」を勘案して策定し、DV防止法第2条の3第3項に基づく、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画と位置付けます。



4 計画期間

本計画の計画期間は、「第2次さがみはら男女共同参画プラン21」と連動し、平成24年度から平成31年度までの8年間とします。

ただし、社会環境等の急激な変化等により、必要に応じて見直しを行います。

5 施策の方向

本計画を効果的に推進するため、4つの取り組むべき施策を定め、重点項目として設定します。重点項目は「第2次さがみはら男女共同参画プラン21」の「7計画の体系」の中にも示しています。

施策の方向1 相談及び保護体制の充実 **重点項目**

施策の方向2 自立支援の充実 **重点項目**

施策の方向3 関係機関や民間団体等との連携・協力 **重点項目**

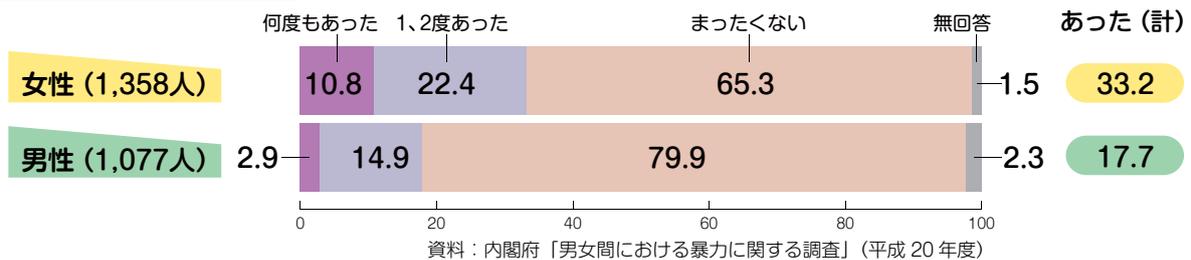
施策の方向4 DV根絶に向けた取組の推進 **重点項目**



II DVの現状

1 全国の状況

暴力を受けた経験の状況

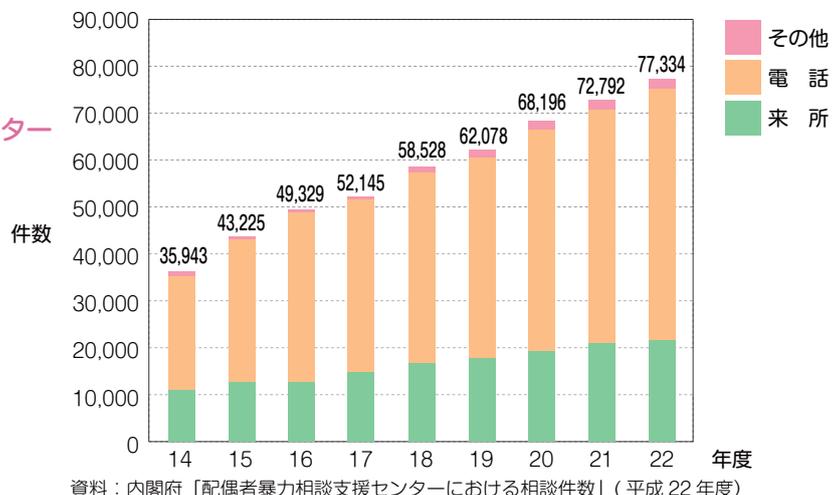


平成20年度に実施した内閣府の「男女間における暴力に関する調査」によると、配偶者（事実婚や別居中の夫婦及び元配偶者も含む。）から、殴る、蹴る、物を投げつける、突き飛ばすなどの「身体的暴行」、人格を否定するような暴言、交友関係を細かく監視するなど精神的な嫌がらせを受け、恐怖を感じる等の「心理的攻撃」又は嫌がっているのに性的な行為を強要される「性的強要」のいずれかを受けたことが何どもあった人は、女性で10.8%、男性で2.9%と報告されています。

相談の状況

DV被害者からの相談件数はここ数年上昇傾向にあり、全国に194箇所ある配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は、平成22年度、77,334件となっており、センターの業務が各都道府県において開始された平成14年度の35,943件と比較すると倍以上の件数となっています。

◆ 配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数



2 相模原市の状況

暴力を受けた経験の状況

本市が平成21年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」(以下「市民意識調査」といいます。)では、30歳代以上の女性で配偶者や交際相手から暴力を受けた経験が全国の調査より高くなっています。

一方、男性では30歳代以外の年齢で全国の調査より低くなっています。

また、DV被害の経験を尋ねた中で

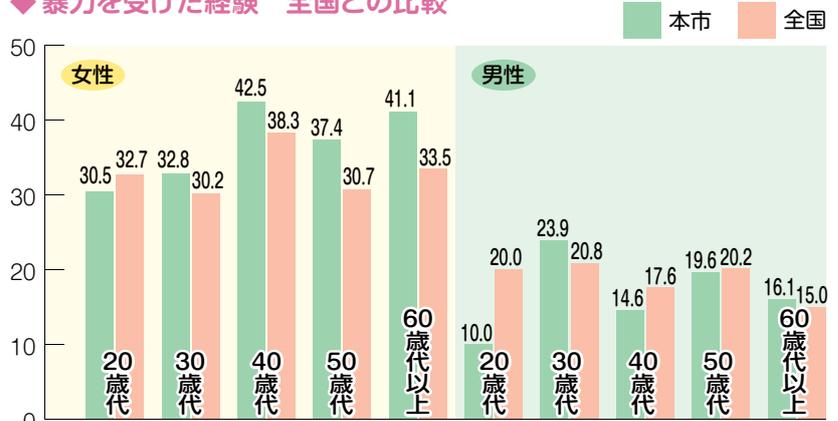
は、「暴力を受けたことはない」が女性で48.9%、男性で38.1%と最も

高かったものの、「身体的暴行」の中では「治療が必要とならない程度の暴行を受けたことがある」女性は9.2%、男性は1.0%で、「命の危険を感じるくらいの暴行を受けたことがある」女性は2.3%、男性は0.8%でした。

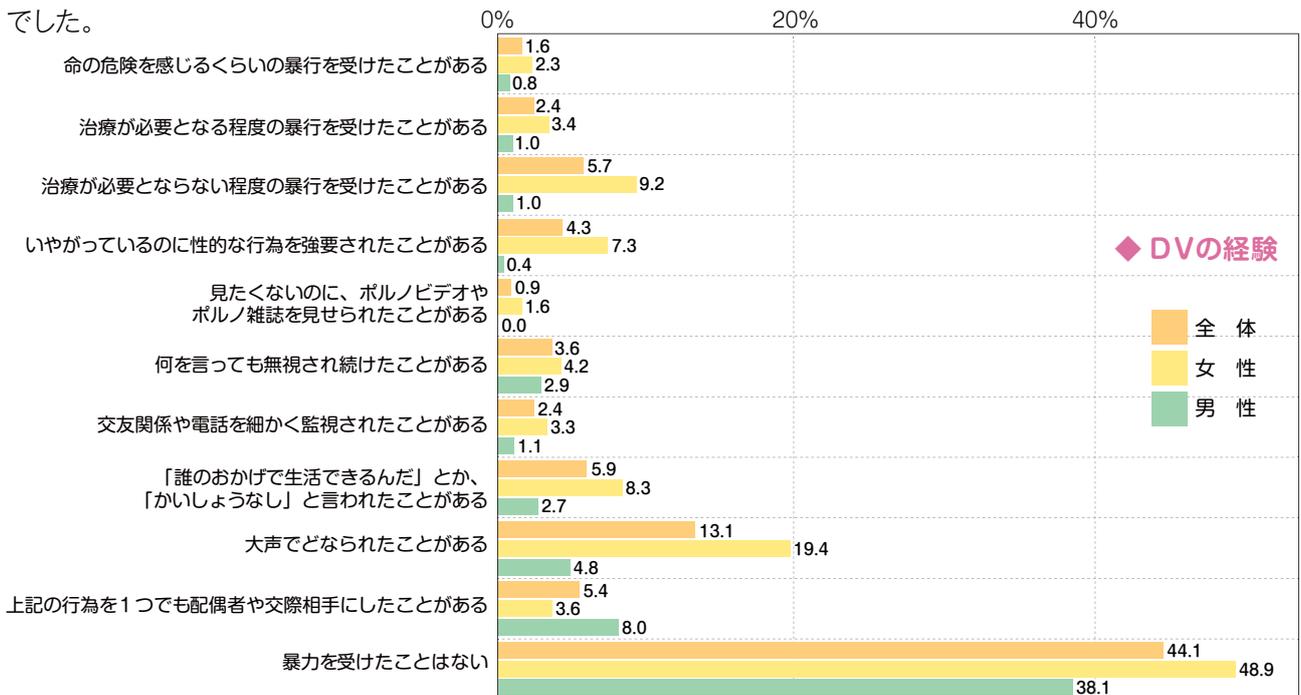
「心理的攻撃」の中では、「大声でどなられたことがある」女性は19.4%で、男性は4.8%で、「何を言っても無視され続けたことがある」女性は4.2%で、男性は2.9%でした。

「性的強要」では、「いやがっているのに性的な行為を強要されたことがある」女性は7.3%で、男性は0.4%でした。

◆ 暴力を受けた経験 全国との比較



資料：相模原市「男女共同参画に関する市民意識調査」(平成21年度)

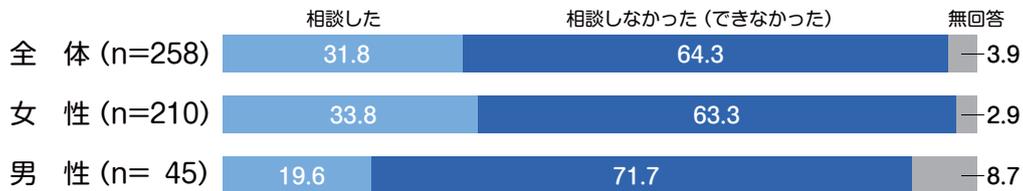


資料：相模原市「男女共同参画に関する市民意識調査」(平成21年度)

相談の状況

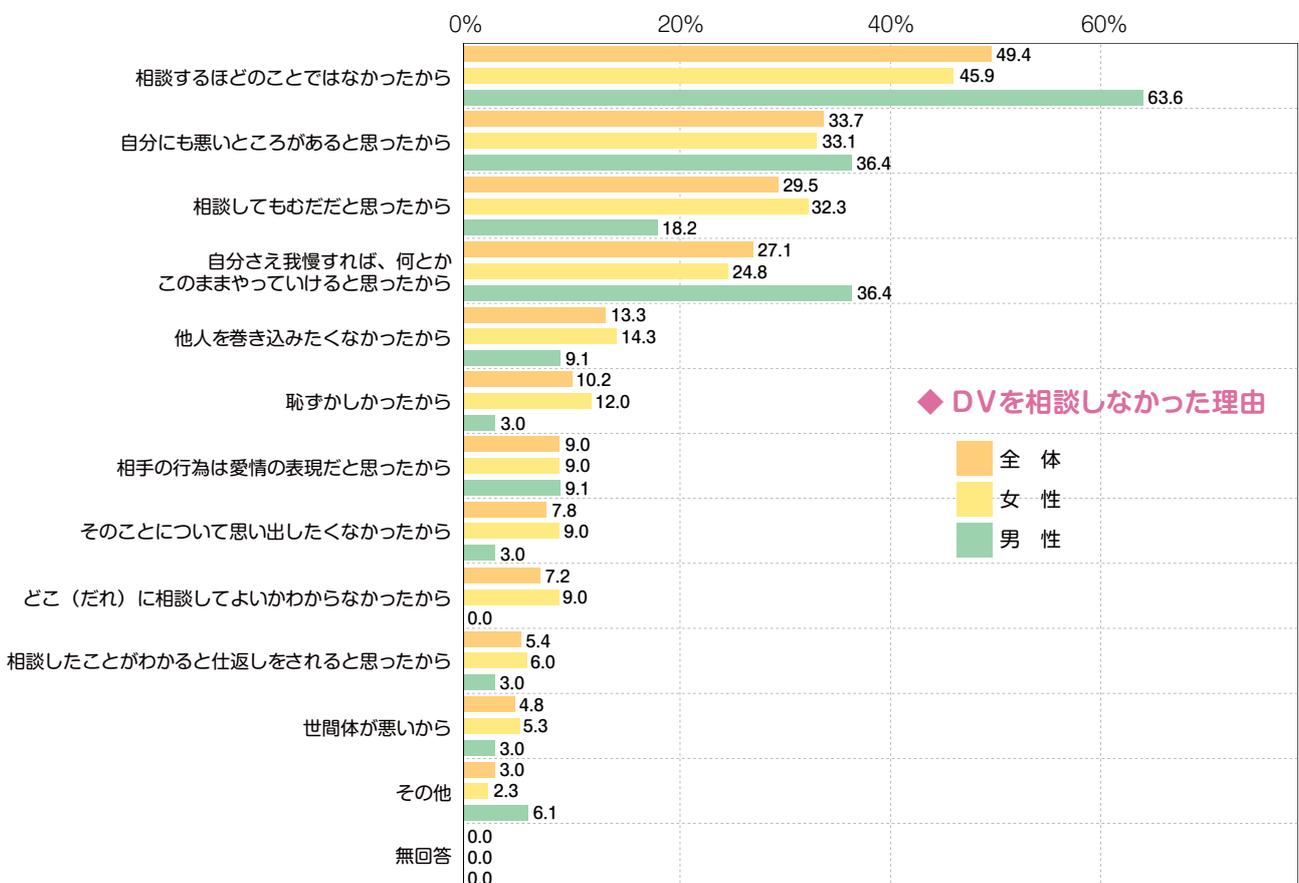
市民意識調査において、DVの被害経験が1度でもあると回答された人に相談経験の有無を聞いたところ、相談しなかった（できなかった）女性が63.3%で、男性が71.7%となっています。

◆ DVの相談経験の有無



資料：相模原市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成21年度）

相談しなかった（できなかった）と回答した人に対し、相談しなかった（できなかった）理由を聞いたところ、男性、女性ともに「相談するほどのことではなかったから」が最も多く、「自分にも悪いところがあったから」、「相談してもむだだと思ったから」、「自分さえ我慢すれば、何とかこのままやっていけると思ったから」を理由とした人が多くいました。

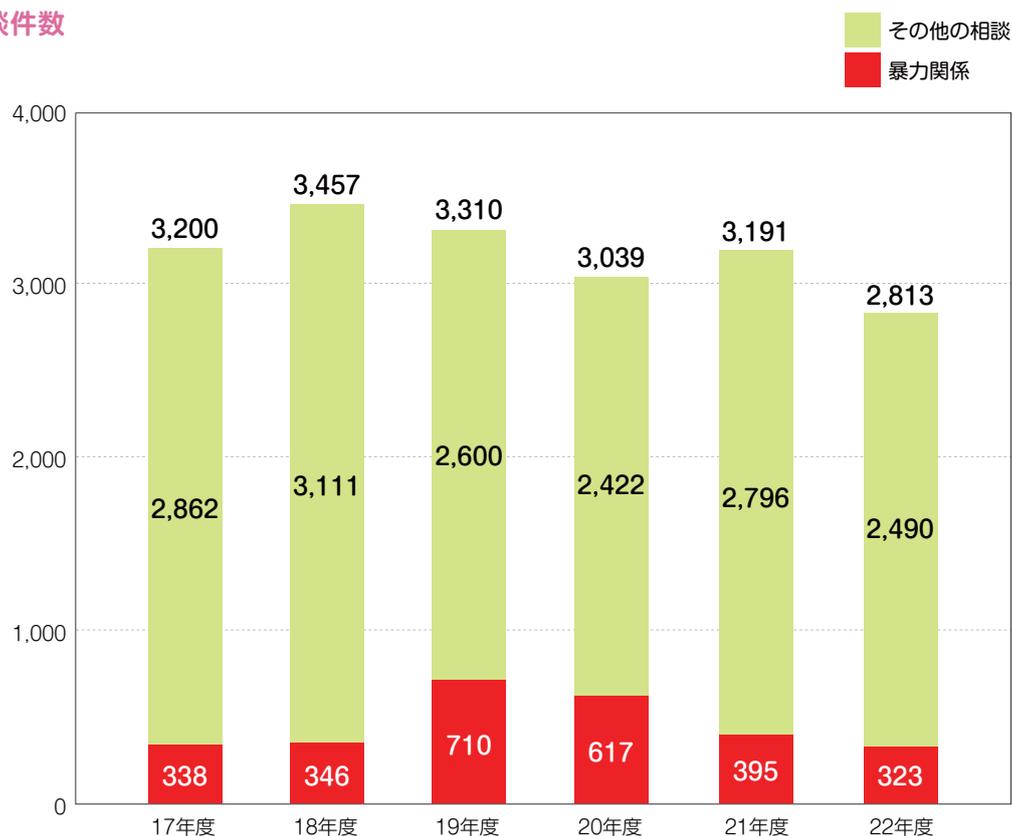


資料：相模原市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成21年度）

相談場所の認知度を聞いたところ、男女ともに3人に1人が「どこも知らない」と回答しています。

本市の女性相談は、人間関係、夫等からの暴力、子育て問題等、女性が生活していく上での様々な相談に対応しています。相談件数のうち、暴力に関わる相談は毎年おおむね1割から2割となっています。

◆ 女性相談件数



資料：相模原市こども青少年課、男女共同参画課調べ



Ⅲ 計画の体系及び内容

1 計画の体系

計画の内容として、4つの施策の方向を設定し、それぞれを重点項目とし、それを実現するために17の具体的施策を定めます。実効性のある計画を策定し、進捗状況管理を行うために指標・数値目標を設定します。法制度の整備、進捗状況等に応じて、計画期間の途中であっても、指標や数値目標の見直しを行います。

体系

	施策の方向	施策名	
配偶者等に対する暴力の根絶と被害者への支援	1 相談及び保護体制の充実	①	相談支援の強化
		②	相談窓口の周知
		③	外国人・障害者・高齢者・男性への配慮
		④	相談窓口職員のスキルアップ
		⑤	民生委員、児童委員等への情報提供
		⑥	一時保護支援と安全確保の充実
	2 自立支援の充実	①	関係機関との連携による自立支援の強化
		②	住居の確保
		③	就労支援
		④	住民登録等の支援
		⑤	被害者支援を担う職員の資質の向上
	3 関係機関や民間団体等との連携・協力	①	関係機関・民間団体との連携・協力体制の強化
		②	関係各課・機関の連携と情報共有
	4 DV根絶に向けた取組の推進	①	DV根絶に向けた社会づくりのための広報・啓発活動の推進
		②	デートDV防止の取組
		③	DV防止への調査研究
		④	配偶者暴力相談支援センター機能の整備

2 計画の内容

施策の方向1 相談及び保護体制の充実 **重点項目**

現状と課題

本市では、DV被害を含めた女性に関する電話相談、面接相談をソレイユさがみ女性相談室等で実施しています。

DVは、家庭内において行われることが多く、外部からの発見が困難で潜在化しやすい傾向にあり、直接暴力を受けている被害者だけでなく、同居する子どもの心身面にも深刻な影響を及ぼしています。

市民意識調査の結果、男女共に3人に1人が相談窓口をどこも知らないと答えており、被害者が安心して適切な相談を受けられるよう、様々な状況に応じた相談体制の充実、また被害者への相談窓口の一層の周知が必要となっています。

被害者を緊急に保護することが必要と認められるような場合には、神奈川県配偶者暴力相談支援センター^(*)と連携して一時保護を行い、被害者の安全を確保しています。平成22年度の本市における一時保護の状況はその約7割が子どもを同伴した保護となっています。児童虐待の防止等に関する法律においても、子どもの目前でのDVは児童虐待であるとされています。心理的・身体的に深刻な影響を受けている被害者だけでなく、暴力を目撃している子どもに対する心のケアの充実も課題となっています。児童虐待の背景には、DVがあることが多く、早期発見と適切な対応が必要となります。高齢者のDVについては、高齢者虐待との関連もあるため、被害者が適切な支援を受けられるよう関係機関の連携した支援が必要であり、また、男性被害者に対する相談についても検討が必要です。

具体的施策

① 相談支援の強化

- 被害者に対する二次的被害^(*)を防止するため、関係機関がそれぞれの役割を踏まえて対応し、相互の緊密な連携に努め、情報収集・提供といった機能の充実を図ります。
- 各区にある相談窓口と児童相談所等関係機関との連携により被害者とともに一時保護される子どもに対する支援に努めます。

② 相談窓口の周知

- 相談窓口について市のホームページ、ガイドブック等に掲載し周知を図るとともに、相談窓口を掲載した案内カードを作成し、被害者が手取りやすい場所に配布するなど被害者を配慮した相談窓口のより一層の周知に努めます。

③ 外国人・障害者・高齢者・男性への配慮

- 外国人被害者は、言葉や文化の違いから地域の中で孤立しやすく、複合的な問題を抱えています。本市では、中央区役所市民相談室において、4言語対応の相談を実施しています。相談窓口の周知に向けた改善とともに、多言語による情報提供を行い、民間団体の協力を受け、外国人被害者の支援に努めます。

- 障害者や高齢者の相談には、被害者が適切な支援を受けられるよう、関係各課・機関が連携し、迅速な対応を行います。
- 男性被害者を対象とした相談について検討を進めます。

④ 相談窓口職員のスキルアップ

- 相談窓口では、相談内容に応じた適切な対応が必要です。相談員には関係機関が実施する研修への参加及びスーパーバイズ^{(*)3}等の定期的な実施により、スキルアップを図ります。
- 被害者の支援に携わる職員にも、適切な対応とともに、二次的被害を防止するための研修を実施します。

⑤ 民生委員、児童委員等への情報提供

- 被害者を早期に発見し、相談・保護につなげるため、地域に密着している民生委員、児童委員等に対し、DVに関する研修や情報提供を行い、意識啓発に努めます。
- 高齢者へのDVやDVを子どもに見せることによる児童への虐待の早期発見、適切な対応のための啓発に努めます。

⑥ 一時保護支援と安全確保の充実

- 被害者に緊急避難の必要があると認められた場合には、神奈川県配偶者暴力相談支援センターや警察との連携・協力のもとに、一時保護につなげ、被害者の安全確保の充実を図ります。
- 被害者に対し、安全確保のための制度について情報提供を行い、関係機関が連携を図り被害者本人、子ども、親族等の安全確保のための助言を行います。
- 児童相談所等関係各課・機関相互の連携により、子どもの安全を守るための体制を整備します。



*1 配偶者暴力相談支援センター：都道府県は、DV防止法第3条第1項に基づき配偶者暴力相談支援センターを設置し、同条第3項第3号に基づき被害者及び同伴家族の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこととなっている。

*2 二次的被害：関係機関の不適切な対応によって被害者へ更なる被害を与えること。

*3 スーパーバイズ：相談員が業務の中で生じた不安や困難を解消し、技量を磨くために、熟練した指導者から技術的なアドバイスを受けること。

施策の方向2 自立支援の充実 **重点項目**

現状と課題

被害者は一人ひとり異なった状況にあり、一時保護施設から自立をしていくためには、住居の確保をはじめ、心理的・経済的な問題、就労、子どもの養育又は就学など、様々な課題があります。DV防止法による一時保護は、都道府県が設置する配偶者暴力相談支援センターが行うこととなっています。この一時保護の期間内では、被害者が十分に自立することができない場合も多く、本市では、神奈川県、民間団体との協働により、被害者の自立に向けた支援のため、引き続き一時保護を行っています。

被害者は、加害者からの追及の恐怖、将来への不安感などを抱えながら暮らしています。被害者の支援については、関係機関によるケースカンファレンス^(*)などを行い、生活保護制度や各種制度を活用し、本人の意向を踏まえた支援を行っていくことが重要です。

地域で生活する被害者や子どもが安心して生活できるよう、継続的な支援を行う仕組みづくりや被害者の声を反映した支援策の充実が必要となってきます。

具体的施策

① 関係機関との連携による自立支援の強化

- 関係機関が協力し、それぞれの被害者に合った切れ目のない支援を行います。
- 一人ひとり異なった状況にある被害者に対し、必要かつ適切な情報を提供します。

② 住居の確保

- 一時保護施設退所後の施設として、専門の支援が受けられる施設を活用します。
- 市営住宅入居選考時の優遇措置を活用し、被害者の市営住宅入居の支援を行います。

③ 就労支援

- 関係機関が連携し各種制度を活用・紹介することにより、被害者の就労に向けた支援を行います。

④ 住民登録等の支援

- 被害者保護のために、住民基本台帳事務における支援措置の申出を各区役所区民課と各区役所まちづくりセンターで受け付けます。

⑤ 被害者支援を担う職員の資質の向上

- DVに対する正しい理解と認識をもち、組織として連携した支援を行い、二次的被害を防止するために職員研修を実施します。

*4 ケースカンファレンス：支援のための検討会議

施策の方向3 関係機関や民間団体等との連携・協力 **重点項目**

現状と課題

本市では、国（法務局）、県（行政・警察）、市で構成する「配偶者等からの暴力に対する関係機関連携会議」やその庁内部会を設置し、関係機関との連携を図るとともに、被害者支援における問題点等を話し合い、課題の解決を図っています。

また、民間団体の協力を得て職員や相談員を対象にスーパーバイズを実施するとともに、国、県等が実施する女性への暴力防止のための研修への派遣を行い、被害者を支援する職務関係者の資質の向上に努めています。

多様化する被害者への適切な対応や、二次的被害の防止などに向け、関係機関や民間団体等との協力体制がより重要となっています。

具体的施策

① 関係機関・民間団体との連携・協力体制の強化

- 関係機関で組織する「配偶者等からの暴力に対する関係機関連携会議」を開催する際は、民間団体の出席を依頼し、相互に情報の交換を行います。
- 民間団体と関係各課・機関との意見交換会を定期的実施し、連携と協力体制を強化することで、被害者支援に取り組みます。

② 関係各課・機関の連携と情報共有

- DV被害者支援について庁内の関係各課・機関で組織する部会の充実を図り、切れ目のない被害者支援を行います。



施策の方向4 DV根絶に向けた取組の推進 **重点項目**

現状と課題

DVを生み出さないためには、DVが犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるということに気付けるよう、家庭、地域、学校、職場等に啓発していくこと、また、DVを容認しない社会の実現が必要です。特に子どもや若い世代に対しては、DVの正しい理解を図るための取組が必要となっています。

本市では、DV防止のための取組として、啓発資料の作成、講座の開催などを実施しています。

しかしながら、本市の女性相談件数のうち、暴力に関する相談の割合は毎年おおむね1割から2割あり、また、最近では若い世代における交際相手からの暴力も問題となっています。

今後は、庁内の関係課が配偶者暴力相談支援センターの機能を持つことにより、加害者対応を含め、暴力防止に向けた予防啓発を推進します。

具体的施策

① DV根絶に向けた社会づくりのための広報・啓発活動の推進

- DVに対する正しい理解を広めるため、DV防止に関する講座の開催や情報提供を通して、市民への啓発を進めます。
- 家庭や学校の中でお互いを思いやる心を育む教育を行い、地域社会においても、命の大切さやお互いを尊重することの大事さを学べるようにしていくことを推進します。
- 女性の人権を侵害し、性の健全な育成を阻害するおそれのある有害環境の健全化に努めます。

② デートDV防止の取組

- 顕在化、低年齢化の傾向があるデートDV（交際相手からの暴力）防止に向けた取組として、思春期や青年期の早い時期からのDV防止教育等の対策を推進します。
- 若い世代へのデートDV防止啓発カードを配布します。

③ DV防止への調査研究

- DV被害者支援の施策に反映させるために、DVに関する実態調査を行い、状況把握に努めます。
- DV加害者対策について、国、他の自治体、民間団体等の調査研究の情報を収集するとともに、加害者更生に関する調査研究の充実及び必要な法整備について、県や他の自治体とともに国へ要望します。

④ 配偶者暴力相談支援センター機能の整備

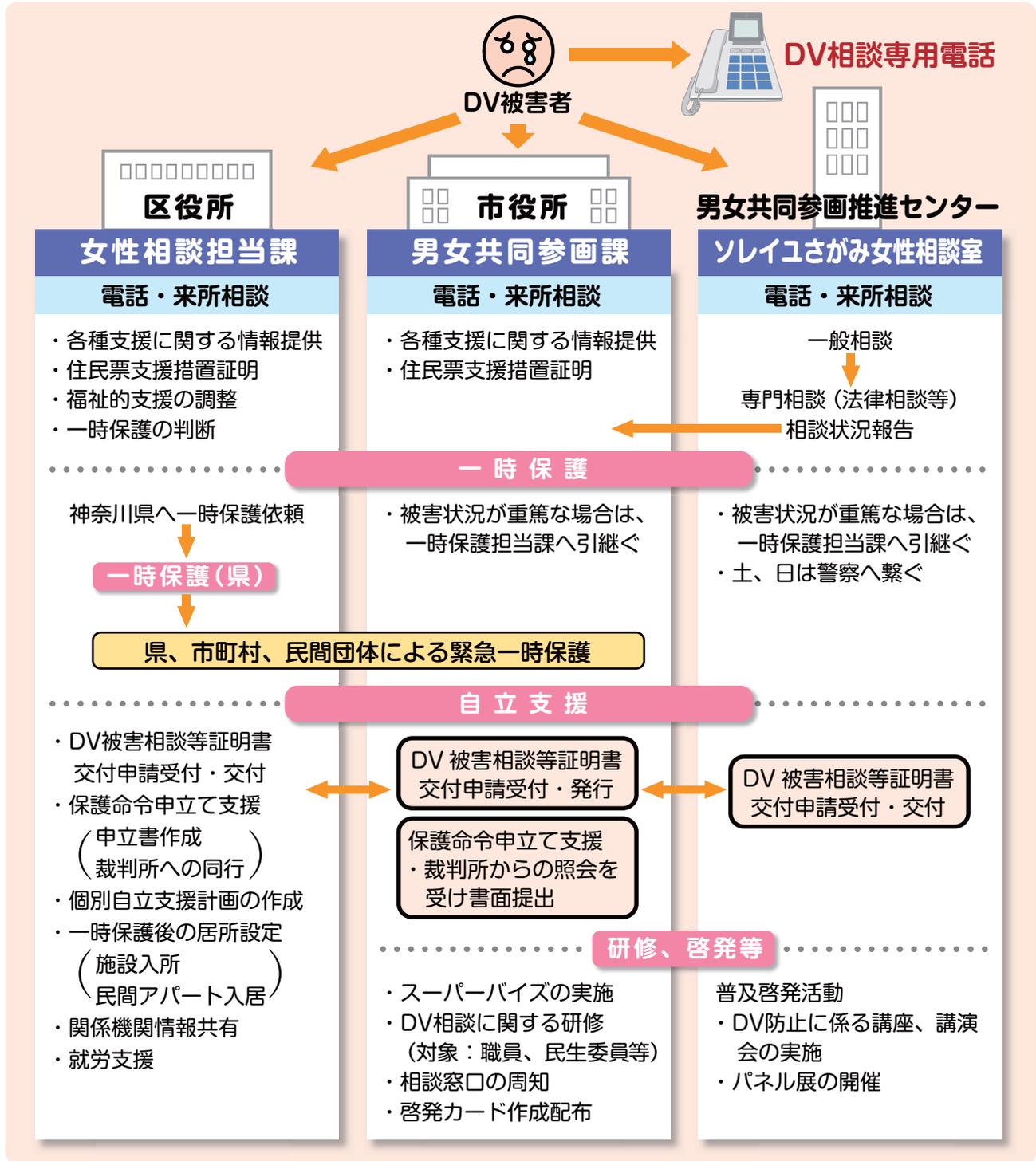
- DV被害者支援に係る関係各課・機関相互の連携により、DV防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターの機能を整備します。

DV防止法第3条第3項に規定する配偶者暴力相談支援センターの業務

- 相談対応又は相談機関の紹介
- 被害者の心身の健康を回復させるためのカウンセリング
- 被害者及び同伴家族の緊急時における安全の確保及び一時保護
- 被害者の自立生活促進のための制度の利用等についての情報提供その他の援助
- 保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助
- 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助



配偶者暴力相談支援センター機能



Ⅳ 評価と検証

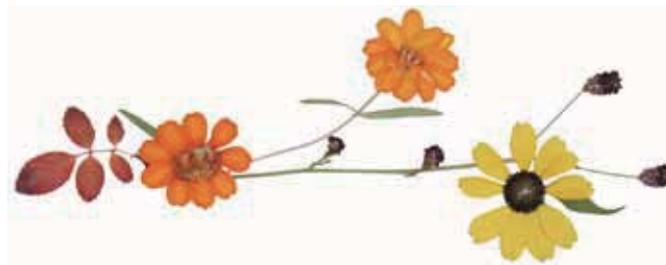
DVを許さない社会の実現に向けて、実効性のある計画を策定し、進捗状況管理を行うために指標・数値目標を設定します。

進捗状況については、男女共同参画施策の実施状況等とともに公表します。

法制度の整備や進捗状況等に応じて、計画期間の途中であっても、指標や数値目標の見直しを行います。

成果指標

指標項目	基準値 (平成21年度)	目標値 (平成31年度)
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）の認知度	76.1%	100%
DV被害にあった際、相談しなかった市民の割合	64.3%	33.0%
DVにかかわる相談場所をどこも知らない市民の割合	38.6%	20.0%



参 考 資 料

- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（概要）
- 配偶者等からの暴力に対する関係機関連携会議設置要綱

関連法令

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

公布：平成13年4月13日法律第31号
最終改正：平成19年7月11日法律第113号

目次

前文

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）
- 第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）
- 第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）
- 第四章 保護命令（第十条—第二十二条）
- 第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）
- 第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

- 第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がある家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

- 第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
 - 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
 - 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び寡婦福祉法(昭和三十一年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下

この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心^{しゆう}を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 (略)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（概要）

平成20年1月11日

内閣府、国家公安委員会、
法務省、厚生労働省告示第1号

第1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

2 我が国の現状

平成13年4月、法が制定され、平成16年5月には、法改正が行われ、平成16年12月に施行されるとともに、基本方針が策定された。平成19年7月に法改正が行われ、平成20年1月11日に施行された。

3 基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村基本計画

(1) 基本方針

基本方針は、都道府県基本計画及び市町村基本計画の指針となるべきものである。

(2) 都道府県基本計画及び市町村基本計画

基本計画は、第一線で中心となって施策に取り組む地方公共団体が策定するものである。策定に当たっては、それぞれの都道府県又は市町村の状況を踏まえた計画とするとともに、都道府県と市町村の役割分担についても、基本方針を基に、地域の実情に合った適切な役割分担となるよう、あらかじめ協議することが必要である。被害者の立場に立った切れ目のない支援のため、都道府県については、被害者の支援における中核として、一時保護等の実施、市町村への支援、職務関係者の研修等広域的な施策等、市町村については、身近な行政主体の窓口として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等が基本的な役割として考えられる。

第2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

1 配偶者暴力相談支援センター

都道府県の支援センターは、都道府県における対策の中核として、処遇の難しい事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務にも注力することが望ましい。市町村の支援センターは、身近な行政主体における支援の窓口として、その性格に即した基本的な役割について、積極的に取り組むことが望ましい。また、民間団体と支援センターとが必要に応じ、機動的に連携を図りながら対応することが必要である。

2 婦人相談員

婦人相談員は、被害者に関する各般の相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うことが必要である。

3 配偶者からの暴力の発見者による通報等

(1) 通報

都道府県及び市町村は、被害者を発見した者は、その旨を支援センター又は警察官に通報するよう努めることの周知を図ることが必要である。医師その他の医療関係者等は、被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、支援センター又は警察官に対して通報を行うことが必要である。

(2) 通報等への対応

支援センターにおいて、国民から通報を受けた場合は、通報者に対し、被害者に支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。医療関係者から通報を受けた場合は、被害者の意思を踏まえ、当該医療機関に向向く等により状況を把握し、被害者に対して説明や助言を行うことが望ましい。警察において、配偶者からの暴力が行われていると認めた場合は、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護することが必要である。

4 被害者からの相談等

(1) 配偶者暴力相談支援センター

電話による相談があった場合は、その訴えに耳を傾け、適切な助言を行うこと、また、面接相談を行う場合は、その話を十分に聴いた上で、どのような援助を求めているのかを把握し、問題解決に向けて助言を行うことが必要である。

(2) 警察

相談に係る事案が刑罰法令に抵触すると認められる場合には、被害者の意思を踏まえ捜査を開始するほか、刑事事件として立件が困難であると認められる場合であっても、加害者に対する指導警告を行うなどの措置を講ずることが必要である。被害者から警察本部長等の援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、必要な援助を行うことが必要である。

(3) 人権擁護機関

支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、婦人相談所等一時保護施設への紹介等の援助をし、暴力行為に及んだ者等に対しては、これをやめるよう、説示、啓発を行うことが必要である。

5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等

(1) 被害者に対する援助

婦人相談所において、医師、心理判定員等、支援にかかわる職員が連携して被害者に対する医学的又は心理学的な援助を行うことが必要である。また、被害者が、地域での生活を送りながら、身近な場所で相談等の援助を受けられるよう、支援センターは、カウンセリングを行うことや適切な相談機関を紹介するなどの対応を採ることが必要である。

(2) 子どもに対する援助

児童相談所において、医学的又は心理学的な援助を必要とする子どもに対して、精神科医や児童心理司等が連携を図りながら、カウンセリング等を実施することが必要である。また、学校及び教育委員会並びに支援センターは、学校において、スクールカウンセラー等が相談に応じていること等について、適切に情報提供を行うことが必要である。

(3) 医療機関との連携

支援センターは、被害者本人及びその子どもを支援するに当たって、専門医学的な判断や治療を必要とする場合は、医療機関への紹介、あっせんを行うことが必要である。

6 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等

(1) 緊急時における安全の確保

婦人相談所の一時保護所が離れている等の場合において、緊急に保護を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間等に適当な場所にかくまう、又は避難場所を提供すること等の緊急時における安全の確保は、身近な行政主体である市町村において、地域における社会資源を活用して積極的に実施されることが望ましい。

(2) 一時保護

一時保護は、配偶者からの暴力を避けるため緊急に保護すること等を目的に行われるものであるから、夜間、休日を問わず、一時保護の要否判断を速やかに行う体制を整えることが必要である。また、それぞれの被害者の状況等を考慮し、被害者にとって最も適当と考えられる一時保護の方法及び施設を選定することが必要である。

(3) 婦人保護施設等

婦人保護施設は、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。母子生活支援施設は、適切な職員を配置し、子どもの保育や教育等を含め、母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うとともに、退所後についても相談その他の援助を行うことが必要である。

(4) 広域的な対応

都道府県域を越えて一時保護・施設入所がなされる広域的な対応も増加しており、これら地方公共団体間の広域的な連携を円滑に実施することが必要である。

7 被害者の自立の支援

(1) 関係機関等との連絡調整等

支援センターが中心となって関係機関の協議会等を設置し、関係機関等の相互の連携体制について協議を行うとともに、各機関の担当者が参加して、具体的な事案に即して協議を行う場も継続的に設けることが望ましい。また、手続の一元化や同行支援を行うことにより、被害者の負担の軽減と、手続の円滑化を図ることが望ましい。

(2) 被害者等に係る情報の保護

支援センターは、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、加害者からの請求については閲覧させない等の措置が執られていることについて、情報提供等を行うことが必要である。また、住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う関係部局においては、閲覧等の制限の対象となっている被害者について、特に嚴重に情報の管理を行うことが必要である。外国人登録原票については、原則として非公開であり、その取扱いには十分な注意が求められることについて、徹底することが必要である。

(3) 生活の支援

福祉事務所及び母子自立支援員においては、法令に基づき被害者の自立支援を行うことが必要である。福祉事務所においては、生活保護の申請を受けて、扶養義務者に対して扶養の可能性を調査する際の方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から適切に配慮することが必要である。

(4) 就業の支援

公共職業安定所や職業訓練施設においては、被害者一人一人の状況に応じたきめ細かな就業支援に積極的に取り組むことが必要である。また、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談等の活用についても積極的に促すことが必要である。

(5) 住宅の確保

公営住宅の事業主体において、被害者の自立支援のため、公営住宅の優先入居や目的外使用等の制度が一層活用される必要がある。また、都道府県等においては、身元保証人が得られないことでアパート等の賃借が困難となっている被害者のための身元保証人を確保するための事業の速やかな普及を図ることが望ましい。

(6) 医療保険

被害者が被害を受けている旨の証明書を持って保険者に申し出ることにより、健康保険における被扶養者又は国民健康保険組合における組合員の世帯に属する者から外れること、また、第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること等の情報提供等を行うことが必要である。

(7) 年金

被害者が社会保険事務所において手続をとることにより、国民年金原簿等に記載されている住所等が知られることのないよう、秘密の保持に配慮した取扱いが行われること等について、情報提供等を行うことが必要である。

(8) 子どもの就学・保育等

支援センターは、被害者等の安全の確保を図りつつ、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会、学校と連絡をとるとともに、被害者に対し、必要な情報提供を行うことが必要である。国においては、市町村に対し、保育所への入所については、母子家庭等の子どもについて、保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱う特別の配慮を引き続き求めるよう努める。また、支援センターにおいては、住民票の記載がなされていない場合であっても、予防接種や健診が受けられることについて、情報提供等を行うことが必要である。

(9) その他配偶者暴力相談支援センターの取組

離婚調停手続等について各種の法律相談窓口を紹介するなど、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずることが望ましい。資力の乏しい被害者が無料法律相談等民事法律扶助制度を利用しやすくするため、日本司法支援センターに関する情報の提供を行うことが望ましい。また、住民票の記載がなされていない場合の介護給付等の扱いについて情報提供を行うことが必要である。

8 保護命令制度の利用等

(1) 保護命令制度の利用

被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行うとともに、保護命令の手続の中で、申立書や添付した証拠書類の写し等が裁判所から相手方に送付されること等について、被害者に対し説明することが必要である。

(2) 保護命令の通知を受けた場合の対応

ア 警察

速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で被害者の住所又は居所を訪問するなどして、緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。また、加害者に対しても、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たったことを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行うことが必要である。

イ 配偶者暴力相談支援センター

速やかに被害者と連絡を取り、安全の確保や、親族等への接近禁止命令が出された場合には、当該親族等へその旨連絡すること等、保護命令発令後の留意事項について情報提供を行うことが必要である。また、警察と連携を図って被害者の安全の確保に努めることが必要である。

9 関係機関の連携協力等

(1) 連携協力の方法

被害者の支援のためには、関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。

(2) 関係機関による協議会等

関係部局や機関の長により構成される代表者会議、被害者の支援に直接携わる者により構成される実務者会議、実際の個別の事案に対応する個別ケース検討会議等、重層的な構成にすることが望ましい。参加機関としては、都道府県又は市町村の関係機関はもとより、関係する行政機関、民間団体等について、地域の実情に応じ、参加を検討することが望ましい。

(3) 関連する地域ネットワークの活用

関連の深い分野における既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めることについても、検討することが望ましい。

(4) 広域的な連携

市町村又は都道府県の枠を越えた関係機関の広域的な連携が必要になる場合も考えられることから、あらかじめ、近隣の地方公共団体と連携について検討しておくことが望ましい。

10 職務関係者による配慮・研修及び啓発

(1) 職務関係者による配慮

職務関係者は、配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。特に被害者と直接接する場合は、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう配慮することが必要である。職務を行う際は、被害者等に係る情報の保護に十分配慮することが必要である。また、被害者には、外国人や障害者である者等も当然含まれていること等に十分留意しつつ、それらの被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。

(2) 職務関係者に対する研修及び啓発

研修及び啓発の実施に当たっては、配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう配慮することが必要である。特に、被害者と直接接する立場の者に対する研修及び啓発においては、二次的被害の防止の観点が必要である。

11 苦情の適切かつ迅速な処理

関係機関においては、申し出られた苦情について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ、職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすことが望ましい。

12 教育啓発

(1) 啓発の実施方法と留意事項

啓発の実施に際しては、関係機関が連携協力して取り組むことが効果的だと考えられる。啓発を通じて、地域住民に対して、配偶者からの暴力に関する的確な理解と協力が得られるよう努めることが必要である。

(2) 若年層への教育啓発

配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進することが必要である。

13 調査研究の推進等

(1) 調査研究の推進

国においては、加害者の更生のための指導の方法に関する調査研究について、いかに被害者の安全を高めるか等をその目的とするよう留意して、配偶者からの暴力に関する加害者に対する指導等の実施に向けた調査研究の推進に努める。また、被害者の心身の健康を回復させるための方法等について、配偶者からの暴力の被害の実態把握や被害者の自立支援に寄与するため、調査研究の推進に努める。

(2) 人材の育成等

関係機関は、被害者の支援に係る人材の育成及び資質の向上について、職務関係者に対する研修等を通じ、十分配慮することが必要である。

14 民間の団体に対する援助等

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国、都道府県及び市町村と、民間団体等とが緊密に連携を図りながら、より効果的な施策の実施を図っていくことが必要である。どのような連携を行うかは、それぞれの地域の実情と民間団体等の実態等を踏まえ、それぞれの都道府県又は市町村において判断することが望ましい。

第3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

1 基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価

国及び地方公共団体における施策の実施状況等を把握するとともに、基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価を適宜行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 基本計画の策定・見直しに係る指針

(1) 基本計画の策定

基本計画の策定に際しては、その地域における配偶者からの暴力をめぐる状況や施策の実施状況を把握することが必要である。策定に当たっては、基本方針に掲げた各項目の関係部局が連携して取り組むことが望ましい。また、被害者の支援に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取することが望ましい。

(2) 基本計画の見直し等

基本計画については、基本方針の見直しに合わせて見直すことが必要である。なお、計画期間内であっても、新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、基本計画を見直すことが望ましい。

別添 保護命令の手続（略）

配偶者等からの暴力に対する関係機関連携会議設置要綱

(設置)

第1条 配偶者等からの暴力に対し、被害者の保護及び自立支援を行っている公共機関が、相互に情報を交換し、その対応を調整するため、配偶者等からの暴力に対する関係機関連携会議(以下「連携会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 連携会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 配偶者等からの暴力に関する情報の交換及びその対応
- (2) 国・県・市町村の連携及び調整
- (3) 民間との連携及び調整
- (4) 構成機関に属する職員の資質の向上のための研修等の実施
- (5) その他連携会議が必要と認めた事項

(組織)

第3条 連携会議は、別表に掲げる機関をもって組織する。

(部会)

第4条 庁内の連携及び調整を効果的に行うため、連携会議に部会を設置する。

- 2 部会は、別表に掲げる市の機関をもって組織する。
- 3 部会の庶務は、男女共同参画課が行う。

(連携会議及び部会の開催)

第5条 連携会議は市民部長が招集し、男女共同参画課長が議長となる。

- 2 部会は男女共同参画課長が招集し、議長となる。

(事務局)

第6条 連携会議の事務局は、男女共同参画課に置く。

附 則

この要綱は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表

国	1	横浜地方法務局 相模原支局 総務課	市	16	介護予防推進課	
	県	2		神奈川県 人権男女共同参画課	17	国民健康保険課
		3		神奈川県立女性相談所 女性支援課 (配偶者暴力相談支援センター)	18	こども青少年課
					19	緑こども家庭相談課
		4		神奈川県警察本部 生活安全総務課	20	中央こども家庭相談課
		5		相模原警察署 生活安全第一課	21	南こども家庭相談課
		6		相模原南警察署 生活安全課	22	児童相談所
		7		相模原北警察署 生活安全課	23	緑区役所 区民課
8	津久井警察署 生活安全課	24	中央区役所 区民課			
市	9	緑生活支援課	25	南区役所 区民課		
	10	中央生活支援課	26	住宅課		
	11	南生活支援課	27	教育委員会事務局 学務課		
	12	城山保健福祉課	28	教育委員会事務局 学校教育課		
	13	津久井保健福祉課	29	男女共同参画課		
	14	相模湖保健福祉課				
	15	藤野保健福祉課				

さがみはらDV対策プラン

(第2次さがみはら男女共同参画プラン21)

発行 平成24年3月
編集 相模原市 企画市民局 市民部 男女共同参画課
〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号
電話 042 (769) 8205 FAX 042 (753) 9413

さがみはらDV対策プラン

平成24年度～平成31年度
